

グリーンキー基準および解説資料

2026 年 10 月 1 日 ~ 2031 年 12 月 31 日

Green Key Criteria and Explanatory Notes

1 October 2026 – 31 December 2031



Green Key

生活環境

室内環境、生物多様性の保全

室内環境

番号	基準	解説
7.1	屋内のレストランエリアは禁煙とし、その他すべての共用エリアについては、禁煙とするか、または喫煙エリアを明確に区分して設けている。(I) HH, CHP, SA, CC,	関連性 ゲストおよび従業員の健康と快適性を保護し、喫煙または電子たばこによる室内空気汚染および環境への影響を軽減するため、すべての屋内レストランを禁煙とし、施設内の共用エリアについても禁煙とするか、または禁煙エリアを明確に区分して管理する。明確な禁煙方針を設けることは、室内空気の質の向上、受動喫煙の防止、およびすべての利用者にとってより健康的な環境の実現に寄与する。 実施に関する要件 屋内のレストランエリアは禁煙とする。その他の共用エリアについては、禁煙とするか、または禁煙エリア（屋内・屋外を問わない）と喫煙エリアを明確に物理的に区分し、禁煙エリアを利用する人が喫煙者の影響を受けないようにする。

	R, A	物理的な区分には、構造物による仕切り（壁、スクリーン、フェンス等）、適切な距離を確保した固定の明確な喫煙区域、または喫煙者が禁煙エリアの利用者のすぐ隣に座ったり立ったりすることを防ぐその他の措置を含むことができる。禁煙エリアおよび喫煙エリアは、誰にでも分かりやすい表示によって明確に示されている。また、施設は指定喫煙エリアに灰皿または火災防止対策が施された明確に表示された吸い殻回収容器を設置している。なお、禁煙エリアは喫煙エリアより広く設けることが推奨される。 審査証拠 現地審査において、審査員は以下を確認する。 • 屋内のすべてのレストランにおいて喫煙が禁止されていること。 • その他のすべての共用エリアについて、禁煙であること、または喫煙エリアと禁煙エリアの両方が存在する場合には、両者が物理的に区分されており、さらに喫煙エリアおよび禁煙エリアを示す標識が設置されていること。 • すべての指定喫煙エリアに灰皿または吸い殻回収容器が設置され、それらが適切に利用されていること。すなわち、喫煙エリア周辺に吸い殻のポイ捨てが見られないこと。吸い殻の散乱が確認された場合、施設は適切な利用および維持管理を確保するための研修またはその他の措置を実施しなければならない。
7.2	すべてのミーティングルームおよび客室は禁煙としている。(I)	関連性

	HH, CHP, SA, CC, A ①	屋内環境を禁煙とすることは、健康リスクを低減し、受動喫煙への曝露を防ぐとともに、清潔で快適な宿泊施設環境の維持に寄与する。客室およびミーティングルームを禁煙とすることは、利用者満足度の向上につながるほか、屋内喫煙によって蓄積する臭いや残留物の発生を防止する。 実施に関する期待事項 すべての客室および会議室を禁煙とする。 ただし、法的要件または文化的要件によりこれが実現できない国においては、ミーティングルームは例外なく禁煙とし、客室の少なくとも 75%を禁煙とする。このような場合には、禁煙エリア・客室の利用者に悪影響（例：バルコニーを通じた煙の流入）を及ぼさないよう、喫煙可能な客室は施設内の別棟や別フロアなど、物理的に明確に区分された場所に配置することを強く推奨する。また、新たなゲストの到着前に、すべての喫煙客室を十分に換気（少なくとも 1 時間）することを確保する。禁煙客室エリアおよび喫煙客室エリアは、誰にでも分かりやすい標識によって明確に表示されている。さらに、施設はすべての客室を禁煙化することを目指した計画を策定している。 また、施設は指定喫煙エリアに灰皿または火災防止対策が施された明確に表示された吸い殻回収容器を設置している。 ①国別適用条件：ベルギー（BE）およびスウェーデン（SE）では、すべてのミーティングルームおよび客室を例外なく禁煙としなければならない。 審査証拠 現地審査において、審査員はすべての客室およびミーティングルームが禁煙であることを確認する。 法的要件または文化的要件によりこれが実現できない国においては、施設は以下を提示する。
--	--------------------------------	---

		- 客室一覧表や客室台帳等の文書により、すべてのミーティングルームおよび少なくとも 75%の客室が禁煙であることを示していること。 - すべての客室の禁煙化に向けて取り組むための計画を示す証拠を提示していること。 この場合、現地審査において、喫煙客室と禁煙客室の間に明確な物理的区分が設けられていること、それを示す標識が視認可能な状態で設置されていること、さらに指定喫煙エリアに灰皿または火災防止対策が施された吸い殻回収容器が設置されており、その周辺に吸い殻の散乱がないことを確認する。
7.3	施設は、勤務時間中の喫煙に関する従業員向け方針を定めている。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 従業員およびゲストの健康と快適性を保護するためには、勤務時間中の喫煙を明確な内部方針によって管理することが重要である。明確な方針と指定喫煙エリアを設けることで、非喫煙者が受動喫煙にさらされることを防ぎ、安全で健康的な職場環境を確保することができる。 実施に関する期待事項 ゲスト向けエリアおよび従業員向けエリアは禁煙とする。従業員の喫煙を認める場合には、施設は勤務時間中の喫煙に関する従業員向け方針を定めている。この方針には、従業員がいつ、どこで喫煙できるかに関する規定を含め、紙巻たばこやパイプを含むすべての喫煙製品に適用する。従業員は、喫煙による煙が禁煙エリアや禁煙客室のゲストおよび従業員に悪影響を及ぼさないよう、明確に物理的に区分された場所でのみ喫煙することが認められる。また、施設は指定喫煙エリアに灰皿または火災防止対策が施された明確に表示された吸い殻回収容器を設置している。

		さらに、勤務時間中の喫煙を段階的に制限するなど、喫煙方針を徐々に強化していくことを強く推奨する。また、喫煙が健康および環境に及ぼす悪影響について、従業員を対象とした意識向上研修を毎年実施することも推奨される。 公共エリアおよび従業員エリアでの喫煙を規制する法令がある国においては、施設はあらゆる状況において当該法令を遵守する。 審査証拠 審査において、施設は従業員向けの書面による喫煙方針を提示する。これには、勤務時間中の喫煙が許可される時間および場所に関する情報、ならびに非喫煙の従業員およびゲストに対して健康上のリスクや迷惑を生じさせないために施設が講じている措置に関する情報を含む。 現地審査においては、従業員用の指定喫煙エリアが設置されていること、それらが物理的に区分されていること、ならびに禁煙エリアのゲストおよび従業員に悪影響を及ぼしていないことを確認する。
7.4	施設内の少なくとも2か所において、室内空気の質を年1回以上モニタリングしている。(G) HH, CHP, SA, CC,	関連性 室内空気の質は、従業員およびゲストの健康、快適性、およびウェルビーイングに直接影響する。定期的なモニタリングは、汚染物質や換気上の問題を早期に特定するのに役立ち、安全で健康的な室内環境を確保するとともに、呼吸器系の問題、カビの発生、化学物質への曝露といった長期的なリスクを防止する。 実施に関する要件

	R, A	施設内の室内空気の質を定期的にモニタリングしている（スパエリア、プールエリア、および地下の作業管理エリアを含む）。そのため、施設内の少なくとも2か所において、定期的なモニタリングシステム（少なくとも年1回の測定）を導入している。モニタリング対象エリアの選定にあたっては、空気の質の悪化による影響を受けやすい場所を優先的に考慮する。 モニタリングする項目には、地域の状況および特定されたリスクに応じて、以下の項目のうち少なくとも3項目を含める。 a) 1時間当たりの換気回数 b) カビの発生を防止するための温度および相対湿度 c) 二酸化炭素（CO₂） d) 揮発性有機化合物（VOC）。これは家具、備品・設備（FF&E）、洗浄剤、芳香剤および合成香料から一般的に発生する物質である。 e) 浮遊粉じん、煙、外部からの大気汚染に起因する粒子状物質（PM_{2.5}またはPM₁₀） f) ラドン、特に地下エリアにおいて。（地域の地質条件および法規制に応じる） g) 窒素酸化物（NO_x）。主に厨房、駐車場、または交通量の多い場所に近接するエリアで発生する。 地域および国の法令・規制を遵守し、モニタリング結果は関連する国内または国際基準（例：WHO 大気質ガイドライン、国内の労働安全基準等）が定める基準値を超えてはならない。
--	------	---

		基準値を超過した場合には、対応措置を講じる。その際には、省エネルギーで環境負荷の低い解決策を優先する（例：定期的な窓開け換気、換気設備の設定変更、空気清浄機や空気浄化・除菌装置の設置、適切な場合には空気浄化植物の活用等）。 家具、備品および設備（FF&E）を更新する際には、低排出型製品を優先する。ただし、耐用年数終了前の早期交換は避けるべきである。また、洗剤や芳香剤などの消耗品については、補充時に低 VOC 製品または無香料製品へ切り替えることが推奨される。 審査証拠 審査において、施設は室内空気環境モニタリングの結果を示す文書を提示する。 基準値を超過した場合には、実施した対応措置に関する証拠を提示する。
7.5	施設運営、改装工事または建設工事において、地域文化の本質的な要素を取り入れている。（G） HH, CHP, SA, CC,	関連性 文化遺産を保護し、社会的持続可能性を支えるために、施設は地域固有の真正な素材、伝統および知識を施設運営や建築構造に取り入れている。これにより、地域コミュニティのアイデンティティが強化され、地域の文化遺産が尊重されるとともに、開発が地域の文化的基盤を損なうのではなく、むしろその価値を高めることができる。 実施に関する期待事項 施設は、施設運営、改装工事または建設工事において、地域の特性に適した持続可能な慣行および資材を取り入れている。その際、地域の伝統文化または現代文化の本質的な側面、社会的・文化的遺産、地域の工芸技術、芸術的表現、または地域特有のデザイン文化を尊重し、それらを統合することに重点を置く。

	R, A	有形文化遺産（例：資材や建築工法）と無形文化遺産（例：伝統的知識や文化的表現）の両方を重視し、特に改装工事や建設工事における環境面での持続可能性と、文化的・社会的遺産としての価値とのバランスに配慮する。 施設は、持続可能な改装または建設に使用する資材、技術および工具に関して、地域の教育機関、知識および専門性を活用し、関係者の参画を促すことが推奨される。文化的表現を利用する場合には、その利用が適切かつ敬意をもったものであることについて、地域の関連団体または専門家から確認を得るよう努める。さらに、施設は改装工事や新築工事に関連する国および地域の法令・規制を常に遵守する。 また、使用する資材および建築構造の耐久性についても考慮し、文化遺産を尊重するだけでなく、耐久性および長期的な持続可能性の向上にも寄与するよう配慮する。ただし、本基準は施設の物理的な存在および運営慣行における文化的・社会的持続可能性の側面に焦点を当てたものであり、環境面の持続可能性（例：エネルギー効率や節水対策）については別途扱われる。 審査証拠 審査において、施設は以下を提示する。 • 使用されている資材または手法が、地域文化、社会的遺産または文化的遺産に関連していることを示す証拠。 • 該当する場合には、地域の専門家、職人、文化団体または地域コミュニティとの協力や協議に関する記録。 • 地域の文化遺産または地域固有の知識が、施設運営、改装工事または建設工事にどのように取り入れられたかを示す写真、設計図、供給業者の説明資料または文書による説明。 • 文化的要素が適切かつ敬意をもって利用されたことを確認する簡潔な説明文（施設または協議した専門家による声明等）。
--	------	---

7.6	新たな開発、拡張、または大規模な建設・改修工事を実施する前に、環境および生物多様性への影響を評価し、対応している。（G） HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 土地利用による環境への影響を最小限に抑え、生物多様性、健全な土壌および自然の水循環を支えるために、施設は新規開発および改修プロジェクトの双方において、地域の生態系、生態学的な連続性（生物多様性の維持における土壌の連続性の重要性を認識したグリーンインフラ、ブルーインフラ、ブラウンインフラの原則）および環境の健全性に配慮して計画・実施する。 実施に関する要件 新たな開発、拡張、または大規模な建設/改修工事を実施する前に、施設は環境および生物多様性への潜在的な影響をどのように評価し、対応したかを示す。 通常、これは国または地域の行政機関によって求められる生態学的評価（例：環境影響評価、生物多様性調査、またはこれに相当する評価）の形で実施される。その場合、施設は当該手続きに従い、関連文書を保管する。行政機関による評価が求められていない場合、またはその評価に生物多様性への影響が明示的に含まれていない場合には、施設は生物多様性（例：植生区域の保全、地域固有の動植物や生息・生育環境への影響回避、敷地内の既存生態回廊の維持等）、土壌および水循環への影響をどのように考慮したかを文書化する。これには、関係する専門家（例：保護地域管理者、環境機関・環境 NGO、認定コンサルタント等）との協議や、公的に利用可能な生物多様性マップ、種の登録情報、計画支援ツールの活用を含めることができる。 すべてのプロジェクトにおいて、施設は透水性のある舗装または未舗装の地表（例：砂利舗装、透水性舗装、植生による地表被覆）の利用を優先する。アスファルトやコンクリートなどの不透水性舗装は、可能な限り回避する。技術的または安全上の理由によりその使用が正当化される場合には、レインガーデン、雨水浸透帯、植生緩衝帯などの代償措置を実施する。 審査証拠 審査において、施設は新たな開発、拡張、または大規模な建設/改修工事に関して、施設または外部専門家が実施した生態学的評価、ま
-----	--	--

		たはそれに相当する評価プロセスに関する文書を提示する。 不透水性舗装が存在する場合には、現地審査において、その使用が技術的または安全上の理由により正当化されていること、ならびに代償措置（例：レインガーデン、雨水浸透帯、植生緩衝帯）が実施されていることを確認する。
7.7	過去 24 か月以内に開始および／または完了した改裝工事または建設工事において、サステナブルな資材を使用している。 (G) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 ホスピタリティ業界における改裝工事および建設工事は、使用する建築資材の選択を通じて、エネルギー使用量、排出量、廃棄物発生量および室内空気質に影響を及ぼし、環境に大きな影響を与える可能性がある。持続可能で環境負荷が低く、耐久性の高い資材を優先的に使用することにより、施設は環境への悪影響を軽減し、人々の健康を保護するとともに、より責任ある資源利用を促進することができる。 実施に関する期待事項 過去 24 か月間（更新申請施設の場合）または過去 6 か月間（新規申請施設の場合）に実施した改裝工事または建設工事について、施設は持続可能な建築資材および仕上げ材を使用していることを示す。施設は、工事で使用した資材のうち少なくとも 2 種類（例：塗料・コーティング材・ワニス、木材および植物由来資材、床材、断熱材、接着剤・シーリング材、その他関連資材）が、以下に示す持続可能な製品要件を満たしていることを確保する。この要件は、塗料、コーティング材、ワニス、木材、床材、断熱材、接着剤、シーリング材、および工事に使用されるその他の製品に適用される。 認められるサステナブルな製品には、以下を含む。 a) 国内または国際的に認知されたエコラベルを取得している、または低 VOC（揮発性有機化合物）排出が認証されており、かつ重金属を含まない塗料およびコーティング材

		b) 持続可能な伐採が行われていることを保証する認証を取得し、可能な場合には地域調達された木材および植物由来資材 c) 一般に認知されているエコラベルを取得している、低化学物質排出性である、または再生材を含む床材、断熱材、接着剤、シーリング材およびその他の建設・改装資材 使用する製品は国の法令を遵守していなければならない、その選定にあたっては、利用者および作業員への健康リスクを最小限に抑えるとともに、環境への悪影響を軽減することを基準とする。 安全性が確保され、用途に適しており、かつ長期的な影響を合理的に評価できる場合には、資源消費および廃棄物発生量を削減するため、中古資材または再生資材を優先的に利用することが推奨される。ただし、一部の資材（例：断熱材や難燃性製品）は、安全性または性能上の要件により、再利用またはリサイクルに適さない場合がある。 審査証拠 審査において、施設は以下を提示する。 - 過去 24 か月または 6 か月間（認証年度に応じる）において、選択した 2 種類の資材について購入または使用したサステナブルな資材の一覧。 - 当該資材が、上記に示したエコラベル、認証、またはその他の検証された低環境負荷特性を確認できる文書（例：請求書、製品仕様書、認証書等）。 必要に応じて、現地審査において、エコラベルまたはサステナビリティ認証を取得した製品が実際に使用されていることを確認する。
--	--	--

生物多様性の保全		
7.8	農薬・肥料等の農業用化学製品の使用を最小限に抑え、厳格に管理している。(I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 生態系、生物多様性および人の健康へのリスクを軽減するため、施設は農業用化学製品の使用を制限する。施設は、有機的または天然由来の代替手段を優先することにより、生態学的な均衡の維持、より健全な緑地環境の形成、および、より責任ある土地管理を推進する。 実施に関する期待事項 農薬（除草剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、軟体動物駆除剤、線虫駆除剤、植物成長調整剤、落葉剤および乾燥剤を含む）、肥料および植物成長調整剤などの農業用化学製品を日常的に使用することは認められない。 施設は、総合的病害虫管理（Integrated Pest Management：IPM）または同等の管理システムを導入し、以下の優先順位に基づいて対応する。 - まず、機械的な除草、火災除草、堆肥化による土壌健全性の向上など、予防的かつ化学物質を含まない方法を優先する。 - それでもなお、衛生上または安全上のリスク、あるいは特定の土壌肥沃度の確保など、明確な必要性がある場合には、有機または天然由来の代替手段（例：有機肥料、天然土壌改良材、有機基準で認められた害虫忌避剤等）を使用する。

		- 有機または天然由来の代替製品が利用できない場合に限り、農業用化学製品の使用を認める。この場合、使用できるのは使用準備済みの製品のみとし、できる限り緩効性製品を選択し、最小限の量で年1回を上限として使用する。 グリホサートおよび森林理協議会（FSC）が「高危険性農薬」として指定するすべての製品の使用は厳格に禁止される。 農業用化学製品の取扱いは、その目的のための訓練または資格を有する従業員または外部業者のみが行うことができる（基準 1.21 参照）。使用にあたっては、個人用保護具の着用や推奨使用量が記載された安全データシート（SDS）の活用など、あらゆる安全対策を講じなければならない。また、年間の使用計画を作成し、使用した製品および使用量を含む記録を書面で保管しなければならない。化学物質は適切に保管し（基準 5.4 参照）、空容器は関連する国および地域の法令に従って適切に処分する。 さらに、肥料管理および土壌の健全性を継続的に把握するため、外部専門家による土壌分析を毎年実施することを強く推奨する。 施設が緑地管理を外部業者へ委託している場合であっても、本基準は引き続き適用される。 審査証拠 審査において、施設は総合的病害虫管理（IPM）または同等の管理システムに関する文書を提示し、農業用化学製品は、明確な必要性があり、有機または天然由来の代替手段が存在しない場合にのみ、最終手段として使用されることを示す。 必要に応じて、次の資料を提示する。 - 農業用化学製品を使用している場合には、製品名、使用目的、使用量および使用頻度を含む使用記録 - 緑地管理を外部業者が実施している場合には、施設敷地内での農業用化学製品の使用に関する当該業者の方針書
--	--	---

		現地審査においては、該当する場合、審査員は 3 件の使用記録のサンプルを実際の管理状況と照合し、農業用化学製品が施設の IPM 方針に従い、必要な場合にのみ、かつ最終手段として使用されていることを確認する（手法 C）。
7.9	新たに購入する庭園・緑地管理用機器は、電動または手動式である。 (I) HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 従来の燃料駆動式の庭園管理機器は、温室効果ガス（GHG）の排出、騒音公害および大気質の悪化の原因となり、環境、従業員、ゲストおよび周辺地域社会に悪影響を及ぼす。手動式または電動式の機器を選択することにより、施設は二酸化炭素排出量を削減し、作業環境を改善するとともに、緑地のより持続可能な管理を推進することができる。 実施に関する要件 過去 24 か月以内（更新申請施設の場合）または過去 6 か月以内（新規申請施設の場合）に購入したすべての庭園・緑地管理用機器（芝刈り機、草刈り機、ブロワーおよびこれらに類する機械を含む）は、省エネルギー性能が高く、低騒音であり、かつ低炭素排出であることを満たす。機器は手動式または電動式であってよい。 ロボット芝刈り機については、野生生物への影響を最小限に抑えるため、夜間に稼働させず、日中または夕方早い時間帯にのみ稼働させることを強く推奨する。 本基準は、芝生面積が 4,000 m²以下の施設については必須項目（I）である。より広い面積を有する施設については、ガイドライン基準（G）として適用する。 施設が緑地管理を外部業者へ委託している場合であっても、本基準は引き続き適用される。

		審査証拠 審査において、施設は、施設自らまたは第三者委託業者が過去 24 か月または 6 か月以内（認証年度に应じる）に購入した庭園・緑地管理用機器が、電動式または手動式であることを示す文書を提示する。 外部業者が管理業務を実施している場合には、必要に応じて、当該業者が施設敷地内で使用する機器・機械類に関する方針書を提示し、それらが上記のガイドラインに従っていることを示す。
7.10	施設は、緑地の管理においてエコロジカルマネジメントの原則に基づく維持管理の取り組みを実施している。（I） HH, CHP, SA, CC, R, A	関連性 緑地は、ゲストの体験価値を高めるとともに生物多様性を支える重要な要素であるが、不適切に管理された場合には、不必要な水使用や環境への悪影響を引き起こす可能性がある。責任ある維持管理は、健全な植生の維持を図りながら、資源の保全、屋外空間の景観品質および機能の維持、さらには地域生態系の保全に貢献する。 実施に関する要件 施設は、敷地内の緑地および景観植栽を、エコロジカルマネジメントの原則に基づいて維持管理している。維持管理の方法は、地域の気候、環境条件および季節変化に適応しつつ、生態学的多様性を支え、地域の野生生物への攪乱を避けるよう計画されている。 以下の(a)は必ず実施しなければならない、さらに少なくとも 1 つの追加的な取り組みを実施することが推奨される。追加的な取り組みの例として(b)～(f)を示す。

		a) 効率的かつ対象を絞った灌水方法（例：点滴灌水、水分センサーの活用、特に高温または乾燥地域における早朝・夕方・夜間の灌水）を採用している。灌水方法は、地域の気候、環境条件および季節性に合わせて調整し、水利用効率を最適化するとともに、不必要な水の損失を防止する。 b) 堆肥化またはマルチングによる土壌の健全性の維持に取り組んでいる。 c) 剪定、芝刈りおよび植栽管理を、植物の健全性を高め、資源使用を削減できる時期に実施している。例えば、人の立入りが不要な場所では背の高い草地を維持する、高めの芝刈り設定を採用する、植生の成長状況や利用状況に応じて芝刈り頻度を調整するなどの方法を活用する。また、これらの作業計画は地域の動物相の生活環を考慮し、営巣期や繁殖期などの重要な時期への影響を避ける。 d) 地域環境に適応した耐乾性植物を利用している。植物種の選定は、地域特性、気候および環境条件に応じて柔軟に行う。また、地域固有種を複数取り入れ、異なる高さや階層構造（垂直的な植生構造）を組み合わせ、開花期や結実期が年間を通じて分散するよう計画することで、花粉媒介者や野生生物を支える生態学的多様性を促進する。 e) 人や車両の移動を適切に管理し、土壌の締固め、植生の損失および侵食を防止している。例えば、指定歩道や進入路の設定、車両通行区域の限定、標識や自然の障壁による立入制限などを実施する。特に砂丘、マングローブ林、森林、ウミガメの産卵地などの脆弱な生態系が存在する場合には、UNWTO（UN Tourism 国連世界観光機関）の「Responsible Tourist」などの公的情報源を参考とした行動規範を掲示することが推奨される。 f) 侵略的な外来種の適切な識別、モニタリングおよび状況に応じた対策を通じて、侵略的な外来種の侵入防止および管理を実施している。緑地管理の担当者は、侵略的な外来種を識別し、その生態系への影響を理解し、適切な管理措置を講じることができるよう訓練を受けている。種の特性に応じて、拡散防止措置、封じ込め、選択的除去または重点的なモニタ
--	--	---

		リングなどを実施する。種の同定にあたっては、地域または国の侵略的な外来種リスト、データベースまたは公的ガイドラインを活用し、必要に応じて法令上の報告義務を遵守する。 本基準は、施設の直接雇用者だけでなく、施設が緑地管理を委託している外部の造園業者または維持管理業者にも適用される。 審査証拠 審査において、施設は緑地の維持管理の実践状況や設備（例：灌水システム、マルチング、地域固有植物を用いた植栽エリア等）を示す写真またはその他の視覚的証拠を提示する。実施状況が写真や視覚的証拠のみでは十分確認できない場合には、それらの取り組みがどのように実施されているかについての簡潔な説明または確認書を添付する。 外部業者が維持管理を実施している場合には、必要に応じて、当該業者による施設敷地内の緑地管理方針に関する文書を提示する。 現地審査においては、必要に応じて、審査員は効率的かつ対象を絞った灌水方法を実施している区域を少なくとも 1 か所、さらに追加的な取り組みを実施している区域を 1 か所以上抽出してサンプリング調査を行い、維持管理方法および植生の健全性を確認する。
7.11	施設は、敷地内またはその周辺における地域の生物多様性を保護し、支援するための取り組みを実施している。（I）	関連性 生物多様性は、生態系の回復力、地域の食物連鎖、気候の調整機能、そして環境全体の健全性を維持するうえで不可欠である。施設が敷地内およびその周辺において積極的に生物多様性の向上に取り組むことにより、単なる環境負荷の軽減にとどまらず、生態系の再生、生息・生育環境の保全、および自然環境の適切な管理（エコロジカル・スチュワードシップ）を支援することができる。これらの取り組みは、自然環境の価値を純増させること（ネイチャーポジティブ）に貢献する可能性がある。 実施に関する要件

	HH, CHP, SA, CC, R, A ①	施設は、敷地内またはその周辺における生物多様性にとって好ましい環境を創出するための実質的な取り組みを実施している（基準 1.2 および 1.3 も参照）。これらの取り組みは、地域固有（在来種・固有種・希少種を含む）の動植物を常に支援するものであり、施設の立地条件および規模に応じて適切に実施される。 - 緑地を有する施設は、少なくとも 2 つの生物多様性保全活動を実施し、そのうち少なくとも 1 つは施設の緑地内で行わなければならない。 - 都市部に所在する施設、または緑地を有しない施設は、少なくとも 1 つの生物多様性保全活動を実施しなければならない。 実施例には以下を含む。 a) 施設の状況に応じて、屋外エリアの少なくとも 10% を自然再生区域とすること（例：管理を最小限に抑えた自然区域、自然遷移を促す植生空間、低木地、植林区域等）。 b) 屋外エリア全体の少なくとも 10% において、花粉媒介者に配慮した緑地を整備または維持すること。 c) 屋根面または壁面の少なくとも 10% を対象として、屋上緑化および／または壁面緑化を整備または維持すること。 d) 屋上緑化、壁面緑化、庭園およびその他の屋外空間において、在来種または地域の気候に適応した非侵略性植物種を使用すること。
--	-----------------------------------	--

		e) 地域の生物種にとって好ましい環境を提供すること（例：巣箱、単一種のインセクトホテル、養蜂箱、野生生物回廊や通路等）。これらの設備は地域の生物種に適したものであり、適切な場所に設置し、生態学的に適切な状態を維持するために定期的な管理を行う。 f) 地域の生物種の生息地（陸域または水域・海域）を保護すること。例として、ウミガメの産卵地、マングローブ林、サンゴ礁、花粉媒介昆虫（蝶）のための草地、枯木およびその他の自然環境要素が含まれる。その際、照明や騒音を最小限に抑える（自然生息地内またはその近隣に位置する屋外ウェルネスエリアも含む）。保護対象の生息地を特定し、適切な保護措置を明確に実施しなければならない。 g) エコロジカル・トラップとなり得る要因を特定し除去すること（例：野生動物が危険な場所へ誘引される可能性のある構造上の空洞や隙間、小規模な閉鎖空間を埋める、または覆うなど）。 h) 地域または国内で生物多様性保全活動を行う団体を少なくとも年1回支援すること。 i) 地域の公園または公共緑地の自然再生、維持管理または修復活動に参加すること。 j) 地方自治体、行政機関または NGO と協力し、都市緑化プロジェクト（例：植樹活動、花粉媒介者回廊の整備、屋上庭園の設置等）に参加すること。 k) 生物多様性に関するセミナー、啓発イベントまたは専門家によるワークショップのために会場を提供または貸与すること。 一部の環境（例：都市部の一部地域）では、養蜂箱や大型のインセクトホテルは特定の生態学的条件および法規制の下でのみ適切であり、その場合には、小規模で自然的または分散型の取り組みを優先し、他の代替策を優先的に実施することが望ましい。
--	--	--

		また、施設は外部の専門機関や団体の支援を受けて生物多様性保全活動を計画・実施すること、およびその活動を生物多様性および自然関連リスク・機会評価（基準 7.12）に基づいて進めることが推奨される。 本基準は、施設の直接雇用者だけでなく、施設が緑地の維持管理を委託している外部業者または造園業者にも適用される。 ①国別適用条件：スウェーデン（SE）では、以下を適用する。 - 緑地面積が 1,000 m²未満の施設は、少なくとも 2 つの生物多様性保全活動を実施し、そのうち少なくとも 1 つを施設の緑地内で実施しなければならない。 - 緑地面積が 1,000 m²を超える施設は、少なくとも 3 つの生物多様性保全活動を実施し、そのうち少なくとも 2 つを施設の緑地内で実施しなければならない。 - 都市部に所在する施設または緑地を有しない施設は、少なくとも 1 つの生物多様性保全活動を実施しなければならない。 審査証拠 審査において、以下の証拠を提示する。 - 施設は地域の生物多様性を支援するための標準作業手順書（SOP） - 生物多様性保全活動の実施記録と年 2 回の見直しを行ったことを示す証拠（更新申請施設の場合） 外部業者が維持管理を実施している場合には、必要に応じて、施設敷地内における地域生物多様性の保護に関する当該業者の方針書を提示する。 現地審査において、可能な場合には、審査員は用語集に記載された手法 A に従い、生物多様性保全活動が実施されている少なくとも 1 か所の緑地を対象としてサンプリング調査を行い、地域の生物多様性にとって好ましい環境がどのように創出されているか、または地
--	--	---

		域生物種の生息地がどのように保護されているかを確認する。
7.12	施設は、敷地内における生物多様性および自然関連のリスクと機会を評価している。 (G) HH, CHP, SA, CC, A	関連性 敷地内の生物多様性および自然関連リスクを理解することは、責任ある土地管理を行うための前提条件である。体系的な評価を実施することにより、生態学的価値、生態系サービスへの依存関係、および積極的な改善の機会を特定することができ、環境パフォーマンスおよび施設のレジリエンスの向上につながる。 実施に関する要件 施設は、生物多様性および自然関連のリスクと機会に関する評価を実施する。この評価は、生物多様性の現状を把握するための基準点を設定し、生態学的に重要な区域や改善の可能性がある領域を明らかにするものである。この評価は、施設のサステナビリティ目標（基準 1.2）および行動計画（基準 1.3）の基礎として活用することができ、生物多様性に関する他の基準に先立って実施することも可能である。 この評価には以下を含む。 - 敷地内に存在する生物種（例：樹木、低木、花粉媒介者に適した植物、鳥類およびその他の目視可能な動物相）、主要な生息地、生態学的回廊（green, blue, black）、湿地および生態学的機能を有する土壌の特定。 - 人間活動による圧力の特定（例：造園管理方法、光害・騒音公害、外来侵略種、生息地への攪乱）。 - 生態系サービスへの依存関係および潜在的リスクの検討（例：受粉機能、水の利用可能性、洪水調整機能、干ばつ）。 - 改善機会の特定（例：生息地の復元、自然を活用したゲスト向け体験の提供）。

		敷地マップの作成（推奨事項）。 本評価は施設の管理下にある区域のみを対象とし、周辺の私有地または公有地は対象外とする。5 ヘクタールを超える緑地を有する施設は、外部の専門家またはコンサルタントを活用して評価を実施する。より小規模な緑地を有する施設については、地域または国の生物多様性マップ、生物種データベース、公的な地図作成ツール、NGO が提供するツールキットなどの公開情報を活用し、施設内部で評価を実施することができる。 審査証拠 審査において、施設は、生物多様性評価および自然関連のリスク・機会評価に関する文書を提示する。この評価は、敷地規模に応じて施設内部または外部専門家によって実施されたものであり、必要な評価項目を網羅するとともに、地域・国の生物多様性マップ、生物種データベース、NGO ツールキット等の参考資料または使用したツールを明記していること。 必要に応じて、生息地や生物種に関する写真資料、図面またはマッピング資料を提示する。
7.13	施設は、敷地内またはその周辺に存在する、生物多様性を支える生息地および生物種をモニタリングしてい	関連性 生物種および生息地を定期的に観察し記録することにより、施設は生態学的な学習を促進し、従業員やゲストのネイチャーポジティブな取り組みへの参加を促すとともに、国や地域の生物多様性データの蓄積にも貢献することができる。

	る。(G) HH, CHP, SA, CC, R, A	実施に関する期待事項 施設は、敷地内またはその周辺に存在する、生物多様性を支える環境要素および生物種について、定期的な観察と記録を行う。この生態学的モニタリングでは、生物種、生息地および時間の経過に伴う生態学的変化を観察し、記録する。施設レベルでは、生物多様性を支援する設備や環境要素（例：屋上緑化、在来種植栽、花粉媒介者向け庭園、野生生物のためのシェルター等）が地域の野生生物にどの程度、寄与しているかを評価し、改善の機会を特定する。 モニタリングは少なくとも年1回実施し、その方法として以下のような多様な取り組みが考えられる。 a) 緑地の維持管理を担当する従業員が、簡易的な生物多様性評価シートを用いて、敷地が地域の生物種にとってどの程度良好な環境であるか（例：植生の多様性、マイクロハビタットの存在、人為的攪乱の低減等）を年1回自主的に評価すること。 b) 市民科学プロトコルに参加すること（例：鳥類調査、昆虫調査、生物多様性デー関連イベント等）。 c) 観察記録または写真を公開プラットフォームへ投稿すること。 d) 国の生物多様性データベースまたはモニタリングプログラム（例：全国的な鳥類調査や花粉媒介者モニタリング制度等）へデータを提供すること。 e) 従業員またはゲストを対象とした自然観察会、生物種モニタリング活動の日、または生態観察ワークショップを開催すること。 f) 生態学者、生物多様性ガイド、自然保護団体（例：地域の NGO）または民間の生態学コンサルタントを招き、非公式または公式の評価を実施すること。
--	---	--

		本基準の目的は、特定の成果（例：確認された種数）を示すことではなく、継続的な観察と学習の習慣を育むことにある。そのため、適合性の判断は観察結果そのものではなく、施設が生物多様性の存在や機能について継続的に観察し、記録し、振り返りを行っているかどうかに基づいて行われる。 また、地域で観察される可能性の高い生物種の識別を支援するため、国または地域の生物種カタログ、生物多様性データベース、または国際的な参考資料（例：IUCN レッドリスト、鳥類図鑑、花粉媒介者識別ガイド、関連アプリケーション等）を活用することが推奨される。 審査証拠 審査において、施設は実施した生物多様性モニタリング活動の証拠を提示する（例：施設内の観察記録、記入済みのモニタリングシート、生物種リスト、写真、アプリケーションまたは市民参加型科学プラットフォームのスクリーンショット等）。これらの資料により、施設が選択したモニタリング手法に沿って観察を実施し、その結果を適切に記録していることを示す。
7.14	施設は、持続可能な食の実践を推進するため、敷地内の緑地において少なくとも1つ	関連性 食料システムは、気候変動、生物多様性の喪失および資源消費に大きく影響している。施設がゲスト、従業員および地域社会に対して持続可能な食の実践に関する意識向上と参加促進を行うことにより、より責任ある生産と消費への行動変容を後押しし、長期的な環境的・社会的利益の創出に貢献することができる。

	の取り組みを実施している。(G) HH, CHP, SA, CC, R, A	実施に関する要件 施設は、敷地内の緑地において少なくとも1つの啓発活動を実施し、従業員、ゲストおよび／または地域社会に対して、持続可能な食の実践の重要性について働きかけている。これらの取り組みは、食料生産、食品廃棄、生物多様性または地域調達に関連するテーマと結びついており、理解の促進と具体的な行動につなげることを目的とする。 取り組みの例としては、以下のようなものがある。 a) 果樹園、ハーブガーデンまたは菜園を設置していること。当該ガーデンは恒久的なものであり、ハーブまたは食用となる植物・樹木を含む。可能な場合には、教育目的で地域住民や学校の訪問を受け入れる。 b) 温室、花壇またはコンテナ栽培システムを利用して食用植物または在来植物を栽培していること。特に、解説サインを設置したり、ガイドツアー、ワークショップ、ゲスト・従業員向けの参加型活動に組み込んだりする場合が該当する。 c) 屋外キッチン、調理スペースまたは食品調理エリアを設け、菜園や温室で収穫した食材を活用して料理教室、サステナビリティに関する試食体験、ガーデン・トゥ・テーブルの食事体験などの参加型プログラムを実施していること。 d) 地域の生物多様性に貢献し、食用または教育的価値のある植物種を含む野草地またはフードフォレストを設置していること。 e) 在来種または地域の気候に適応した植物を用いた庭園、解説サイン付きの植栽エリア、サステナビリティ・ワークショップや学校訪問に利用される空間など、意識向上を目的としたその他の緑地を整備していること。
--	--	---

		f) 養蜂箱を設置し、そこで得られた蜂蜜や蜜ろうを施設内で活用していること。設置にあたっては生態学的ガイドラインに従い、野生または在来花粉媒介者に悪影響を与えないことを確保する。また、地域の専門家または養蜂家との協力のもとで管理する。 これらの取り組みは、施設運営の一部として明確に位置付けられていなければならない。また、その存在や収穫物は教育的な役割を果たし、宿泊体験の一部として活用されることが求められる。例えば、収穫物を施設内の飲食物に利用する、売店で関連商品として販売する、ゲストが収穫体験に参加できるようにするなどの方法が考えられる。あるいは、従業員向けの食事に活用することもできる。緑地がゲストから見えない場所にある場合であっても、フロントでの短い動画の上映や宿泊案内資料への掲載などにより、その存在および目的を明確に伝える。 緑地の管理は、農業および肥料の使用に関する基準（基準 7.8）および維持管理手順に関する基準（基準 7.10）に従って実施しなければならない。また、この緑地の管理および収穫された果実、野菜、ハーブその他の農産物の利用については、関連する国および地域の法令を遵守しなければならない。 なお、ブドウ園やオリーブ農園など、農業活動そのものが施設の主たる収入源または主要な収入源の一部となっている事業は、Green Key の適用範囲外であり、認証対象とはならない。 審査証拠 審査において、施設は実施している取り組みに関する記録を提示する。これには、栽培している植物種（該当する場合）および、当該取り組みを通じてゲスト、従業員および／または地域社会に対して持続可能な食に関する教育や啓発をどのように実施しているかを示す証拠を含む。
--	--	---

		現地審査においては、当該取り組みが実際に存在し、恒常的に維持されており、施設の提供価値や利用者体験の中に組み込まれていることを確認する。
--	--	--